

1月定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月19日（金）午前10時～10時35分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 内山 信行、江本 政彦、縄田 加奈江、
正司 浩幸、磯部 恵子、村田 信男、河村 守浩、
関谷 利彦、原野 英雄、野村 文雄、阿部 利男、
岡田 保子、壹岐 浩二、
・・・（15人）
4. 欠席委員 河崎 貫一郎、大草 知子、富永 茂巳・・・（3人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 農用地利用集積計画（案）の審査について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について
- 議案第7号 宇部農業振興地域整備計画（修正案）について

第3 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について
- 報告第2号 農地所有適格法人報告書について
- 報告第3号 農地等の利用状況報告書（一般法人用）について

6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、高瀬係長

議 長： 定刻となりましたので、1月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は15人です。欠席は3名です。
本日の議事は、議案第1号から第7号までの付議事項32件及び報告事項3件です。
本日の議事日程ですが、議案第7号について宇部市農業振興課から担当者の出席があることから、最初に議案7号から御審議をお願いします。

議 長： 本日の委員18人中15人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。西岐波地区の磯部委員、楠地区の岡田委員をお願いします。

議 長： なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは、これより議事に入ります。
ただ今、事務局から報告がありましたとおり、議案第7号、宇部農業振興地域整備計画（修正案）について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は別紙となります。
本件について、事前質問はありませんでした。内容については、議案書に記載のとおりです。農業振興地域整備計画の変更については、令和5年11月の農業委員会定例総会において審査済ですが、県との協議において、整備計画（案）について指摘があり、一部を修正したことに伴い改めて農業委員会の意見を聴くものです。
具体的な内容の説明は、宇部市農業振興課にお願いしたいと思います。

議 長： それでは、補足の説明等、発言を許可しますので、農業振興課からお願いします。初めに職名と氏名を述べてから、説明をお願いします。

農業振興課： 農業振興課主幹富田です。議案第7号について説明します。
農業振興地域整備計画の変更については、令和5年11月の農業委員会定例総会において審査をしていただき市に意見書を提出していただいておりますが、その後、県との協議において、整備計画（案）について指摘があり、計画書の内容を一部修正したことにより、改めて農業委員会に対して意見書の提出を求めるものです。
修正内容は誤字・脱字や公社等関係機関との数字の整合を図るための数字の修正です。

議 長： 本件について、質問や意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。議案第7号の宇部農業振興地域整備計画（修正案）について意見なしで承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成でございますので、議案第7号の宇部農業振興地域整備計画（修正案）については、当委員会としては意見なしとします。農業振興課の富田さん、ありがとうございました。終わりましたので退室をお願いします。

(農業振興課退出 10:15)

議 長： 次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページから6ページまでの旧市地区の議案、60番から62番までの3件です。訂正表にありますとおり、5ページの議案62番の所在地及び全体面積に訂正があります。

3件について事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 旧市地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか

内山委員： はい。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の3件について許可とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので60番から62番までは許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は7ページの厚南地区の議案63番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 厚南地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚南地区よろしいですか

縄田委員： はい。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので63番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は9ページの厚東地区の議案64番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 厚東地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚東地区よろしいですか

河村委員： はい。

議 長： 採決に入ります。厚東地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので64番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は11ページの楠地区の議案、65番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長： 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 楠地区よろしいですか

阿部委員： はい。

議長： 採決に入ります。楠地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので65番は許可します。
次に、議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は13ページの旧市地区の議案5番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。
なお、本件は関連して議案第3号農地法第5条の規定による転用許可議案144番が提出されていますので、申し添えます。

議長： 旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 旧市地区よろしいですか

内山委員： はい。

議長： 採決に入ります。旧市地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので5番は許可します。
次に、議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は15ページから24ページまでの旧市地区の議案、142番から146番までの5件です。なお、147番は申請書類が整わなかったことから取下げとなっています。
5件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。
なお、144番については、先に説明しました議案第2号農地法第4条の規定による転用許可申請5番に関連するものです。

議 長： 旧市地区の5件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか

内山委員： はい。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の5件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので142番から146番までは許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は27ページから32ページまでの東岐波地区の議案148番から150番までの3件です。

3件について事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 東岐波地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区よろしいですか

正司委員： はい。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の3件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので148番から150番までは許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は33ページから44ページまでの西岐波地区の議案151番から156番までの6件です。

6件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 西岐波地区の6件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 西岐波地区よろしいですか

村田委員： はい。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の6件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので151番から156番までは許可します。
次に、議案第4号、非農地証明申請について一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は45ページから60ページの議案67番から74番までの8件です。
訂正表にありますとおり49ページについて申請地の現況及び非農地化の原因
に訂正があります。

また73番については、厚東二俣瀬地区協議会において現況確認したところ、
雑草が繁茂している程度であり、宇部市農業委員会現況確認書交付要綱第3条で
定められた交付する場合の基準に合致しておらず、非農地証明の対象とならない
ものと考えられます。

その他は、いずれの議案も事前質問はありませんでした。申請地の現況は議案
書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚東地区よろしいですか

河村委員： この73番については、申請前に事前に現地確認を行いました。
圃場内はセイタカアワダチソウが繁茂しており、周りの畦畔にかなりの灌木が
生えている状況でした。

少し迷いましたが、申請者に対して、畦畔を含めて全体として非農地として判
断できるかもしれないが非農地になるとは言い切れないので、地区協議会でどう
いう結論になるか分からないが、とりあえず申請してみてもどうかと伝えたところ
です。

議 長： 採決に入ります。73番を除く議案第4号について議案書記載のとおり証明す
ることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、73番を除く全件について承認・証明することとします。

事務局： 73番については、当日資料として配布していますとおり、申請者に対し現況
確認書を交付しない旨の理由を付して通知します。

議 長： 次に、議案第5号、農用地利用集積計画(案)の審査となりますが、小野地区
及び万倉地区において、委員に関する事項があります。

また、小野地区においては議案第6号農用地利用集積等促進計画(案)にも委
員に関する事項がありますので、まずは小野地区について審査し、続いて万倉地
区について審査します。

それでは、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、野村委員
の退席を求め、小野地区の議案第5号及び第6号について審査します。

(野村委員退出 10:28)

議 長： 事務局、小野地区の説明をお願いします。

事務局： まず、議案第5号農用地利用集積計画（案）について、議案書は66ページ、67ページになります。
本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

（質問意見なし）

議長： 事務局、小野地区について地区協議会の意見はいかがですか。

事務局： 地区協議会で異存ないことを、事務局において確認しています。

議長： 分かりました。それでは採決します。

議案第5号農用地利用集積計画（案）について原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。

次に、議案第6号農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は85ページになります。該当農地の貸付先への配分について意見を求められています。

これは、議案第5号にて、中間管理機構であるやまぐち農林振興公社に管理権が設定されており、中間管理機構が管理権を有する農地について、権利設定を行う場合は農業委員会の意見を聞くこととされていることに伴うものです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

（質問意見なし）

議長： 事務局、小野地区について、地区協議会の意見はいかがですか。

事務局： 地区協議会で異存ないことを、事務局において確認しています。

議長： 分かりました。それでは採決します。

本件について「意見なし」として回答することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、本件については承認します。

野村委員、席にお戻りください。

（野村委員入室 10：30）

議長： 続いて阿部委員の退席を求め、万倉地区の議案第5号について審査します。

（阿部委員退出 10：30）

議 長： 事務局、万倉地区の説明をお願いします。

事務局： 議案書は68ページ及び70ページから83ページまでです。
本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借による利用権設定及び農地の売買による所有権移転の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 事務局、万倉地区について地区協議会の意見はいかがですか。

事務局： 地区協議会で異存ないことを、事務局において確認しています。

議 長： 分かりました。それでは採決します。

議案第5号農用地利用集積計画(案)について原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。
阿部委員、席にお戻りください。

(阿部委員入室 10:32)

議 長： 続いて、議案第5号農用地利用集積等促進計画(案)について、小野地区、万倉地区以外の審査を行います。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は61ページから65ページ及び69ページです。
本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
厚東、吉部の委員さん、よろしいでしょうか。

(各地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。

本件について原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。

次の議案第6号は先ほどの小野地区の案件のみとなりますので、審議済みとします。

付議事項は終わりました。次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は3件あります。順に説明します。
報告第1号、議案書は86ページから99ページまでです。
厚東地区及び小野地区の農地の賃貸借の「合意による解約」の通知があった旨の報告です。
次に報告第2号、議案書は100ページから102ページまでです。
市内に事業所を有する農地所有適格法人1社から農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。
農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件を満たさなくなるおそれがあることから、農地法第6条第2項の規定による勧告書を送付しています。
最後に報告第3号、議案書は103ページから121ページまでです。
市内に事業所を有する一般法人から農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しです。

議長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程について連絡し、令和6年度総会日程案について説明)

議長： 日程案について、御意見はありますか。

(意見なし)

議長： それでは、来年度はこの日程で行いたいと思います。
すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、1月定例総会を閉会します。

(終了時間 10:35)